年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1.	今回(のあっ	せん	等(の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 8件

広島国民年金 事案 942

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年4月から 61 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和36年4月から38年7月まで

② 昭和43年9月から44年3月まで

③ 昭和60年4月から61年3月まで

④ 昭和62年12月から63年3月まで

私は、申立期間①については、正確な時期は不明だが、A市在住時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したような記憶がある。申立期間②については、弟の経営する事業所で厚生年金保険に加入していたが、従業員が国民年金への変更を望んだため、全員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その時点から国民年金に加入して毎回役場で保険料を納付した。申立期間③については、家庭の事情により、夫婦二人分の国民年金保険料は納付できなかったので、区役所へ届け出て妻について保険料の免除申請の手続を行ったが、自分の保険料は納付した記憶がある。申立期間④については、この時期は金銭的に困っておらず、私が責任を持って夫婦二人分を区役所で納付していたので、二人とも未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人は、昭和60年ごろに交通事故を起こした ため出費がかさみ、これまでのように夫婦二人分の国民年金保険料を納付 することが困難となったため、申立期間③を未納にしないためにわざわざ 妻の保険料のみ免除申請の手続を行ったものの、申立人自身について手続 は行わなかったとしていることから、申立人自身の保険料は納付している と考えるのが自然である。 また、オンライン記録により申立期間③の前後の期間は、夫婦共に国民 年金保険料を納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申立人のオンライン 記録では納付済みとされている申立期間③直前の昭和59年度の2月及び3 月の欄が空欄であり、進達欄の合計も「10月」となっており、記録管理に 不整合がみられる。

2 申立期間①について、オンライン記録では未加入となっているが、申立 期間における国民年金手帳記号番号払出管理簿を見ると、申立人と連番で 申立人の亡妻の名前が記載されており、申立期間①当時、夫婦そろって国 民年金に加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認で きる。

しかしながら、上記国民年金手帳記号番号による記録は、オンライン記録により未統合記録として存在するものの、昭和 38 年 3 月 31 日に資格喪失し、加入期間の納付記録は未納であることが確認できる。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の亡妻は、当該番号の払出簿において、「死下」の記載が確認でき、死亡により被保険者資格を喪失し、加入期間の納付も無かったものと考えられる。

3 申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙 検認記録欄の昭和43年度の4月から8月までの期間は斜線が引いてあり、 申立期間②である昭和43年9月から44年3月までの期間は空白となって おり、検認印は無い。

また、申立人は、保険料を毎回役場で納付していたとしているところ、オンライン記録において納付済みとされている昭和 44 年度は4月から9月までの6か月分は昭和 44 年8月 18 日付けで検認印が押されており、まとめて納付されていたことが確認できる上、当該時点において、申立期間②は過年度保険料となり、役場で納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和 43 年度の欄は、9月から3月までの期間は未納と記載されていることが確認できる上、このほかに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、夫婦一緒に国民年金保険料を毎回区役所で納付していたとする申立人の妻の保険料は未納となっている上、申立期間④直後の昭和63年4月分は同年5月6日に納付されており、当該時点では、申立期間の保険料は過年度納付となり、区役所で納付することはできない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 943

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和36年4月から46年10月まで

② 昭和55年10月から56年3月まで

③ 昭和57年10月から61年3月まで

昭和36年4月ごろにA市の職員が国民年金の加入勧奨を行うために自宅に来訪したので、近所の人と一緒に加入し、毎月、集金人に保険料を納付していた。当時、一緒に保険料を納付していた隣人の氏名も覚えている。また、夫も申立期間①当時、出勤時間が遅いときに、私に代わって集金人に100円を納付した記憶があると言っている。

保険料の納付方法について時期は覚えていないが、i)市の職員の集金、ii)婦人会の集金、iii)B支所の窓口で年金手帳に押印、iv)納付書の順で納付してきたと記憶しており、保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、毎月納付していたと思う。

私は、国民年金に加入してからは継続して保険料を納付しているため、 申立期間①及び③が未加入期間とされていること、申立期間②が未納期間 とされていることに納得ができないので、調査の上、記録を訂正してほし い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間②の保険料について、「毎月、納付書でB支所において納付した。」としているところ、A市では、申立期間②当時、申立人の住所地を管轄するB連絡所があり、同連絡所において現年度保険料の納付は可能であったとしており、申立人の申立内容と一致する。

また、申立人は、申立期間②当時の住所変更は行っておらず、生活状況

に特段の変化はみられないなど申立期間②に係る保険料を納付できない事情はうかがえない。

さらに、申立人は、「保険料をさかのぼって納付した記憶は無い、毎月納付していたと思う。」としているところ、オンライン記録により申立人は、申立期間②を除き国民年金に加入している期間の保険料はすべて納付していることが確認でき、申立期間②の直前の期間である昭和55年4月から同年9月までの保険料は現年度に納付していることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳において申立期間②の後の期間の納付記録を見ると、過年度納付の事跡は見当たらないことから、申立期間②についても納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日は、 当時の市を管轄する社会保険事務所(当時)の払出簿により、昭和 46 年 12 月 27 日であることが確認でき、当該払出し時点において、申立期間① は、国民年金の任意加入期間となるため、制度上、さかのぼって加入手続 及び保険料の納付をすることができない期間である。

また、オンライン記録では、申立期間①当時に一緒に国民年金保険料を納付していたとする隣人の国民年金の加入記録は確認できない。

申立期間③について、オンライン記録上、未加入期間であることが確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間であった上、申立人は、「国民年金に加入してからは継続して保険料を納付していた。」とする以外に申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な事情を聴取できない。

申立期間①及び③について、申立人の所持する年金手帳の国民年金の欄の「初めて被保険者となった日」は、昭和46年11月10日であり、「国民年金の記録(1)」欄の記載事項として任意加入者の被保険者資格喪失日として57年10月1日と記載されていることが確認できるなど、年金手帳の記載事項及びオンライン記録は一致しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しも確認できない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成3年5月から同年9月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和53年1月9日から59年5月1日まで

② 昭和61年4月1日から平成3年10月1日まで

私は、昭和53年1月から59年4月30日までA社に勤務していた。同社に勤務していた期間中、毎月27万円から28万円ぐらいの給与を受け取っていたが、申立期間①に係るオンライン記録の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総支給額に比べ大幅に低く、納得できない。

また、昭和 61 年4月1日から平成3年9月 30 日まで、B社に勤務をしていた。同社に勤務していた期間中、毎月 26 万円から 27 万円ぐらいの給与を受け取っていたが、申立期間②に係るオンライン記録の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総支給額に比べ大幅に低く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が勤務していたB社に関しては、複数の新聞に「(同社の) 社長と専務が従業員の標準報酬月額を偽って、実際の半額で届け出て社会保険料を半額しか払っていなかったとして逮捕された。」旨の報道がなされている。

また、B社が保管している、社会保険事務所(当時)の平成4年7月22日付けの受付印がある平成3年分の月額算定基礎訂正届に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主は、申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正を届け出ており、当該通知書により平成3年5月から同年7月までの報酬月額(3か月の平均額は26万2,511円)が確認で

きるが、これは、申立人が申し立てている報酬月額とおおむね一致しており、申立人が退職するまでの同年8月及び同年9月の報酬月額についてもおおむね同額であったと推認される。

さらに、申立期間②において、B社における厚生年金保険加入記録のある同僚 15 人に照会したところ7人から回答があり、そのうち3人は標準報酬月額より高い給与を受け取っていたとしている。このうちの1人は平成4年1月分の給与明細書及び平成4年分の給与所得の源泉徴収票を所持しているが、これを見ると、オンライン記録の標準報酬月額に対応する健康保険・厚生年金保険料額から、平成4年1月は2.7倍、4年2月分から9月分までは、おおむね2倍の額が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成3年5月から同年9月までについては、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料もオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料以上の保険料が控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の標準報酬決定通知書に記載されている報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当時、社会保険事務を担当していた取締役は、会社経営都合上、厚生年金保険料について過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所に対し、当該期間に係る報酬月額の届出を正しく行っておらず、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料の納入告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間②のうち、昭和61年4月から平成3年4月までの期間については、B社には、賃金台帳、社会保険事務所への届出書類(控)等の資料は残っていない上、年金事務所にも同社に対する指導記録等が残っておらず、警察署、地方検察庁及び地方裁判所にも上述の新聞報道に係る事件の関連資料は、保存期限経過により保存されていないことから、申立ての事実を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて いたと認めることはできない。 3 申立期間①について、A社における厚生年金保険の加入記録がある同僚 13 人に照会したところ、10 人から回答があり、6 人が標準報酬月額と給与 総支給額については相違していないとしており、オンライン記録において、 申立人の標準報酬月額のみが低額となっている状況は見られない。

また、A社は既に閉鎖されており、当時の事業主も既に死亡しているため当時の状況を確認することができない上、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①についてその主張する 標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録のうち、平成12年4月から同年9月までの期間を36万円、同年10月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成12年4月1日から13年11月1日まで 私は、平成11年11月から13年10月までA社で正社員として勤務した が、ねんきん定期便に記載された申立期間の標準報酬月額12万6,000円は、 給与明細書に記載されている給与額35万円に比べて低すぎるので、記録を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び「平成13年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」(以下「通知書」という。)の厚生年金保険料控除額等から平成12年4月から同年9月までの期間を36万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の 履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認でき る関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざ るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届 出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認 できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められ ない。

一方、申立期間のうち、平成12年11月から13年10月までの期間については、申立人が提出した通知書及び給与振込口座の記録により、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと考えられる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

広島国民年金 事案 944

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から同年 9 月までの期間、41 年 12 月から 42 年 4 月までの期間及び 44 年 12 月から 45 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和39年8月から同年9月まで

② 昭和41年12月から42年4月まで

③ 昭和44年12月から45年1月まで

昭和36年4月から国民年金制度が開始された際、母親がA県B郡C町で加入手続をしてくれ、保険料は妻が私の分も納付していた。

申立期間の保険料を納付していたことを証明するものは無いが、妻の年金 手帳の支払い記録と同じだと思う。

妻は既に他界しているため、当時の話を聞くことはできないが、妻は兄帳 がか 面な性格であったので、未加入とされていることに納得がいかない。

妻の書いたメモを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が主張するとおり、昭和35年11月ごろに夫婦連番で払い出され、36年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を、夫婦が同日に納付していることが妻の年金手帳の検認記録及びC町の申立人に係る国民年金被保険者名簿により確認でき、当該期間のうち、36年4月から同年10月までの期間については、国民年金手帳記号番号の誤取消(抹消)、誤還付と判明したため、平成20年4月8日付けで、国民年金被保険者期間として職権訂正されている。

しかしながら、申立人は昭和36年11月1日から厚生年金保険に加入しているため、同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失するところ、社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の氏名に二重線が

引かれ、備考欄には「37. 2. 27 取下」と記載されており、申立人の国民年金手帳記号番号の取消(抹消)処理が行われたことが確認できる。

このため、昭和46年2月ごろにD市で申立人に係る別番号の払出しが行われるまでは、申立人は、国民年金手帳記号番号を所持しておらず、申立期間は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、既に亡くなっているため当時の状況を確認することができず、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の全期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 945

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は申立期間当時、A地内にある大学に在籍しており、平成3年度から学生も国民年金保険料の納付が義務化されたため、住民票の置いてあるB市で、母親が国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料も納付していた記憶があるので、申立期間が未加入期間となっていることが納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学に在籍中の平成3年度から学生の国民年金の加入が義務化されたため、申立人の母親がB市で国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てているが、申立人に係る戸籍の附票により、昭和63年4月5日から平成3年3月20日までの期間はA地C区に、その後4年4月まではD市に住民票を移していたことが確認できることから、申立人の主張するB市では国民年金の加入手続ができない上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、 これらを行ったとする申立人の母親は加入手続を行った場所や保険料の納付 方法に関する記憶は定かではない上、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、申立期間の保険料を納付 したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 946

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年3月まで

私は、昭和49年1月に出産のため会社を退職し、すぐに夫と一緒にA市 B支所に出向き、国民健康保険の手続と、同時に国民年金の手続を行った。 国民年金保険料は、夫が夫婦と義母の三人分の保険料を同支所窓口で納付し ていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における前後の任意加入者の手帳記号番号の被保険者資格取得日から、昭和52年7月29日から同年8月4日までの間に払い出されたものと推認されることから、同年7月の時点では、申立期間のうち、49年1月から50年3月までの期間は時効により納付できない期間である上、50年4月から52年3月までの期間は過年度納付となるため、制度上、市町村では納付できない期間である。

また、申立人は、交付された年金手帳は1冊のみであるとしている上、申立期間を通じて住所に変更がないことが戸籍の附票により確認できるなど、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民健康保険の加入手続を行ったことは記憶しているが、 国民年金の加入手続についての記憶は明確でない上、申立人の保険料を納付し ていたとされる申立人の夫は、申立期間における家族三人分の納付金額を記憶 していないなど、申立期間当時の記憶があいまいである。

加えて、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和27年ごろから29年ごろまで

② 昭和29年ごろから32年ごろまで

③ 昭和32年ごろから35年ごろまで

私は、昭和 27 年ごろから 29 年ごろまで、A県B市にあったC社に勤務 し、木材運搬の積み込み作業をしていた。勤務中に指を負傷し、会社から もらった健康保険証で病院に行った記憶がある。社長は市議会議員をして いた。

その後、昭和 29 年ごろから 32 年ごろまで、同市のD駅前のE社に勤務 し、印刷用紙の営業と販売をしていた。

また、昭和 32 年ごろから 35 年ごろまで、同市のF社の支店に勤務し、 写真の現像やカメラの販売をしていた。

いずれの事業所でも、間違いなく勤務していたが、管轄していたG社会 保険事務所(当時)が火災のため、加入記録が無くなっている。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立事業所の事業主は市議会議員であったとしているところ、A県B市の市議会議員経験者が同市に当該市議会議員の親族が経営する事業所があったことを記憶していることから、同市に申立事業所があったことは推認される。

しかしながら、申立事業所の所在地を管轄する法務局では、申立事業所 に係る商業登記簿は確認できず、オンライン記録でも申立事業所が厚生年 金保険の適用事業所であったとする記録は見当らない。

また、申立人は当時の事業主や同僚の名前を記憶しておらず、申立期間

における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立事業所が所在したとするA県B市内の事業所を管轄していた当時のG社会保険出張所で昭和28年*月に火災が発生した事実はあるが、その後、管内の全事業所が保管していた社会保険に係る書類及び従業員の記録を基に、昭和28年当時継続して勤務していた者の加入記録は復元されていることから、申立人の加入記録のみが復元されなかったとは考え難い。

2 申立期間②について、申立事業所の所在地を管轄する法務局では、申立 事業所に係る商業登記簿は確認できず、オンライン記録でも申立事業所が 厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当らない。

また、申立人は当時の事業主とその家族を除く従業員数は3名程度であったとしていることから、申立事業所は申立期間において「常時5人以上の従業員を使用する法人」との厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認される。

さらに、申立人が記憶する事業主については、生年月日等が不明のため オンライン記録で検索できず、また、申立人は当時の同僚も記憶していな いため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に係 る供述を得ることができない。

3 申立期間③について、申立事業所のF社については、B市を管轄する法務局では同社に係る商業登記簿は確認できないが、類似する名称のH社の事業主の氏名が申立人が記憶する事業主と同姓同名であり、かつ、同社が同市内に所在していることから、当該事業所が申立事業所であることが推認できる。

しかしながら、申立事業所及び名称が類似する当該事業所もオンライン 記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、商業登記簿に 記載された事業主を含む役員6人も、申立期間に当時の厚生年金保険の加 入記録は無い。

また、申立人が記憶する申立事業所の本店及び支店の所在地に類似名称のカメラ店が所在することが確認できることから、関係者に聴取したところ、「当時のH社の後継の店舗であるが、当時の役員は既に死亡している。自分は、申立人及び申立人の記憶する同僚については記憶に無く、また、事業所が申立期間当時に厚生年金保険に加入していた記憶も無いので、当時は厚生年金保険に加入できる状況にはなかったのではないか。」との供述が得られた。

さらに、申立人が記憶する同僚についても、生年月日等が不明のため特定できないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る供述を得ることができない。

4 このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和32年4月から33年12月まで

② 昭和33年12月から35年9月まで

申立期間①について、私は、A社で働き始めたときは臨時社員であったものの、1年以上は働いていたのに厚生年金保険の記録が全く無いのはおかしい。

申立期間②について、私は、B社のC出張所で叔父と一緒に1年は働いていたので、厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当該期間に申立事業所に係る厚生年金保険の資格を取得している同僚 11 人に照会したところ、申立人を覚えている者は確認できない上、申立事業所が昭和 31 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった時点で被保険者資格を取得している同僚 6 人に照会したところ、申立人を覚えている同僚が 1 人確認できるが、同人は、「申立人は、申立期間①よりも、もっと前の時期に働いていたように思う。」と回答している。

また、申立人は、申立事業所に勤務していたときの工場長はD氏であったと供述しているが、申立事業所の承継事業所であるE社は、D工場長の在籍は申立期間①より前の昭和29年7月までであったと回答しており、さらに、照会した同僚の1人は、D氏は自分が30年3月に入社した直後ごろに亡くなり葬儀に参列したことを覚えていると回答している。

加えて、同僚2人は、申立事業所が適用事業所になる前から申立事業所で勤務しており、その期間は申立事業所の親会社であるF社の健康保険被保険者証をもらっていたと供述しているところ、当該親会社の厚生年金保

険被保険者名簿を見ると、当該同僚2人の氏名が確認できることから、申 立事業所は、適用事業所となる前の社員は、当該親会社の厚生年金保険に 加入させていたことがうかがえる。

以上のことから、申立人が申立事業所に勤務していた期間は、申立期間より前であり、申立事業所の親会社における厚生年金保険の加入記録がある昭和28年1月1日から29年2月28日までと推認できることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、申立事業所で叔父と勤務していたと申し立てているところ、i)申立事業所の被保険者名簿から、申立人の叔父の氏名と読み方は相違しているが、漢字が同じ被保険者の加入記録が確認できること、ii)当該被保険者名簿から連絡の取れた同僚に照会したところ、3人が申立人を覚えていると回答していることから、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所の上記同僚のうち2人は、「申立事業所では、本雇いと臨時雇いがあったが、本人の希望で、厚生年金保険に加入せず手取りの多い臨時雇いを選ぶ者が多かった。」、「申立事業所では、社員である親方の下に外注(臨時雇い)として働いている人がいた。」と供述しており、申立事業所では、全社員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、叔父から給与をもらった覚えもあるとしていることから、叔父を親方として外注として働いていたことがうかがえる。

3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たら ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和32年2月16日から同年4月1日まで 私は、昭和32年2月16日にA社(現在は、B社)に入社し、平成8年 9月30日まで勤務した。同社入社前も厚生年金保険に加入しており、A社 においても、入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思う。

しかし、申立期間が未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する人事記録、雇用保険の加入記録及び元同僚の回答により、申立人は、昭和32年2月16日から申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所において、申立人と同じ昭和32年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者に照会したところ、5人から回答があったが、このうち4人が、入社日は申立人と同じ同年2月だったとしており、入社当初の2か月間は厚生年金保険に未加入となっている。

また、元同僚の1人が「理由は分からないが、約2か月間の待機期間があったと思う。」としており、申立事業所が、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、申立期間における申立人に係る資料を保存しておらず、 当時の厚生年金保険の取扱いは不明であると回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立 期間: 平成5年10月1日から6年12月1日まで 私は、昭和60年10月16日から平成6年12月28日までA社に勤務して いた。同社に勤務していた期間のうち、5年10月から6年11月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与 総支給額に比べ低く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所で勤務していた申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立事業所の当時の事業主は、「平成3、4年ごろから業績不振が続き、事業税や社会保険料の納付に遅滞が生じていた。この状況に対応するために当時の経理責任者と社会保険事務所(当時)の担当者の間で協議し、業績が回復するまで、一定期間社員給与の申告を減額する方法を採ることに話がついたという報告を受けた記憶があり、申立人も問題の時期に在籍していたとしているため、申立内容は恐らく間違いないと思う。」と回答している。

しかしながら、申立人は、申立てに係る保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料を所持していない上、事業主も申立人に係る賃金台帳等を保存していないことから、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録を見ても、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正されているなどの不自然な点はみられない。

さらに、前述の事業主は、「社会保険事務所との協議の後の経緯や処置についての詳細は分からない。」としている。

加えて、申立期間に申立事業所において厚生年金保険被保険者記録のある 同僚 10 人に照会したところ、4 人から回答があり、このうちの2 人は、「標準報酬月額と給与総支給額は相違ない。」と回答し、ほかの2 人は「分からない。」と回答しており、このうち、「相違ない。」と回答したうちの1 人は、「在職中に給与が減額されたことがあり、その減額された給与総支給額と標準報酬月額には相違がなかった。控除された厚生年金保険料額については、分からない。」と回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者であったと認めること はできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和50年10月24日から51年5月25日まで 私は、申立期間当時、A省庁に雇用され、国際協定に基づくB職付きの C職として、D国のE号に乗船していた。

国の機関に雇用されたにもかかわらず、この期間の船員保険の記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

船員保険法(昭和 60 年改正前)第 17 条、船員法第 1 条及び船員法施行規則第 1 条の規定により、船員保険の被保険者は、原則として、日本船舶に乗り組んでいる船員と定められているところ、申立人の場合、D国の船に乗船していることから、申立期間については、船員保険法に定める被保険者としての要件に該当していなかったものと判断できる。

また、船員保険の適用事業所として「E号」という名称の事業所は見当たらない上、申立人と同様に協定に基づいて同船舶に乗船していたB職並びに申立人が記憶している前任のC職及びB職についても船員保険の加入記録は無い。

さらに、申立人を含む 10 人は、昭和 47 年にC職として日本船籍のF号に乗っていた期間について船員保険の加入記録があることから、その後における船員保険の加入記録の有無について確認したが、船員保険に加入した者は見当たらず、ほかに申立人が申立ての船舶において、船員保険に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立人は、A省庁に雇用されていたと主張しているところ、申立期間当時、A省庁は、厚生年金保険の適用事業所となっているが、A省庁に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、

申立人の名前も見当たらない。

また、申立人と同様に申立船舶に乗船していたB職並びに申立人が記憶している前任のC職及びB職についても厚生年金保険の加入記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者であったと認めることは できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和34年9月から35年3月まで

私は、親族からA社の事業主を紹介され、A社が経営していたB社の車両の運転手として勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立事業所で厚生年金保険の加入記録のある同僚は、「申立期間当時、新型の車両を導入し、車両が2台となったことから、2人目の運転手として申立人を採用したもので、申立人は旧型の車両の運転手として勤務していた。」としていることから、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該同僚は、「職種にかかわらず、正職員は8時30分から17時30分までの定刻勤務だったが、このほかに職務が終わり次第、勤務を終了する時給制の臨時職員もいた。」としているところ、申立人は、「勤務時間は特に決まっておらず、業務が早く終了した時は、15時くらいに帰宅していたこともあった。」としていることから、申立人は時給制の臨時職員であった可能性がうかがわれる。

また、申立事業所は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の加入状況などは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない上、申立事業所及び申立事業所を経営していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に係る健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時において、給与から厚生年金保険料を控

除されていたか否かについて記憶が明確でなく、ほかに申立人が申立期間に 係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわ せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和37年3月2日から38年9月15日まで

② 昭和38年10月7日から43年7月21日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ勤務したが、両社に勤務した期間について、昭和 43 年 12 月 6 日に脱退手当金を受給したことになっている。

しかし、私は脱退手当金を受給した記憶はないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、オンライン記録において、支給金額及び月数に誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年12月6日に支給決定されていることが確認できる上、年金事務所において、脱退手当金を支給するために必要な申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されているところ、同請求書には申立人の署名、押印があるとともに、添付資料として申立人に係る退職所得の源泉徴収票が添付されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金裁定請求書等に「小切手交付済 43.12.6」の押印があり、 国庫金の送金が行われたことが確認できる上、脱退手当金計算書によると、 社会保険事務所(当時)が申立人の実家の近くのC銀行D支店を支払場所と したことが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

2 申立内容の要旨

申立 期間: 平成15年4月1日から同年4月25日まで 私は、平成15年4月1日から同年4月25日まで、A事業所に常勤職員 として、週に2日か3日、午後1時から7時まで勤務し、給与から厚生年 金保険料が控除され、健康保険証ももらっていたので、厚生年金保険の記 録が無いことに納得がいかない。

なお、平成15年4月26日から同年6月15日までは、週1日勤務のパートに切り替えたので健康保険証を返した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が税務関係の事務を依頼していた税理士事務所が保管する申立人の「平成 15 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成 15 年分給与所得の源泉徴収票」によれば、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務し、平成 15 年4月分の給与から社会保険料等を控除されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人に係る申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日が平成 15 年4月1日、資格喪失日が同年4月26日)を、平成15年6月30日に取り消したことが確認できる上、申立人は、事業主から当該取消手続について説明を受けた記憶があるとしていることから、申立事業所は、申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の手続をいったん行ったものの、申立人の勤務実態をみて、当該手続を取り消したものと考えられる。

また、申立期間当時、申立事業所に勤務していた同僚は、申立人について、「事業主が不在の時だけ代わりに出勤しており、短時間勤務であったため、社会保険には加入していなかったと思う。」としており、申立事業所の事業主も、「申立期間当時の資料が無く、申立人の社会保険の適用状況について

は不明であるが、申立人は、週に1日くらいの短時間勤務だった。」としていることから、申立人は、厚生年金保険被保険者としての要件に該当していなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。